

2025年10月17日
IIPPF事務局

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

新規メンバー承認ガイドライン（案）

1. 目的

IIPPFへの新規メンバー参加における事務局及びPJ幹事の審査内容を補助するガイドラインを作成し、平等かつ円滑な参加可否決定を行う。

2. 基本的な考え方

「国際知的財産保護フォーラム運営要領」においては、IIPPFメンバーの入会要件を定めている。また「国際知的財産保護フォーラムプロジェクトチーム運営要領」において、プロジェクトチーム（以下「PJ」という。）への新規加入にあたっては各PJによる審査を行うことがある旨記載されている。従って、企業・団体等が新規メンバーとしてIIPPFの活動に参加しようとする場合、IIPPFメンバーへの入会審査（ステップ1）と各PJへの加入審査（ステップ2）と2段階あるのが現状。

※「国際知的財産保護フォーラム運営要領」における「メンバー」の記載

本フォーラムは、知的財産権を創出し、自らの事業のためにその保護・活用に取り組んでいる企業又は団体をメンバーとする。この他、模倣品等知的財産権侵害問題に関心のある企業・団体等であって、既存のメンバーの推薦があり、本フォーラムの趣旨に合致し、その活動に多大な貢献が期待できるものは、企画委員会が承認することによりメンバーとなることができる。

※「国際知的財産保護フォーラムプロジェクトチーム運営要領」

1. メンバーのプロジェクトチーム（以下「PJ」という。）への加入にあたっては、各PJによる審査を行うことがある。

（1）ステップ1 IIPPFメンバーへの入会審査

①参加要件としては以下の通り、2種類ある。

参加要件（A）以下の1)～2)を満たすこと

1) 知的財産権を創出している

2) 自らの事業のためにその保護・活用に取り組んでいる

参加要件（B）以下の1)～4)を満たすこと

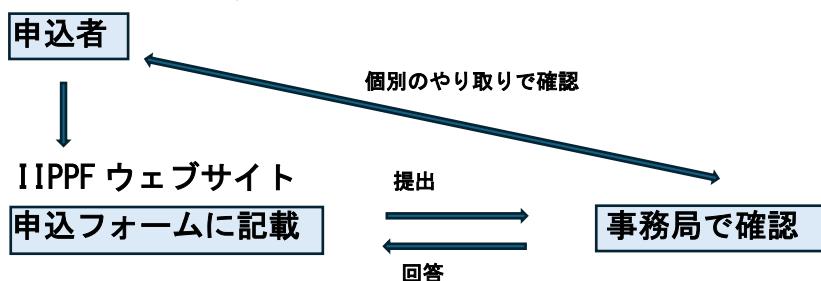
- 1) 模倣品等知的財産権侵害問題に关心がある
- 2) 既存のメンバーの推薦がある
- 3) 本フォーラムの趣旨に合致し、その活動に多大な貢献が期待できる
- 4) 企画委員会で承認されること

②審査方法

参加要件 (A) の場合

事務局にて審査を行う。

参加要件 (A) の場合



参加要件 (B) の場合

基本的には企画委員長、PJ の幹事、企画委員会の活動に資する知見を有する団体の実務代表者等からなる企画委員会で審査を行うが、時期によっては書面審査で対応する。書面審査の方法は、事務局より企画委員長に連絡し、企画委員会書面審査実施の承認をもらう。その後、全企画委員にメールにて連絡し、期限を設けて承認か不承認か返答をもらう。半数以上の企画委員の承認を持って、入会を承認する。

③注意事項（参考）

IIPPF への入会が可能な企業・団体等としては、EC サイト運営業者や模倣品対策サービス提供会社、外国企業の日本法人なども含まれるが、参加要件 (A) もしくは (B) を満たす必要がある。

なお、法律事務所や特許事務所を代表するものとして、弁護士会、弁理士会が参加していることから、個別の法律事務所や特許事務所の参加は認めない。

EC サイト運営業者は産業界の意見をまとめる観点からも IIPPF のメンバーとなることは認めるが、PJ 参加は検討が必要。模倣品対策サービス提供会社の PJ 参加は検討が必要。

(2) ステップ2 各PJへの加入審査

各PJへの加入にあたっては、各PJによる審査を行うことがあるとされており、実際の審査の有無については各PJに一任している。各PJ加入の審査フローは以下を標準とし、各PJの幹事、副幹事から意見を聴取することとする。

事務局の各PJ担当から参加希望PJの幹事、副幹事に関心理由や目的とともに参加希望を連絡する。その際、複数のPJに参加希望の場合には同じタイミングで別々にそれぞれのPJ幹事に伝える。期限を設けて、検討してもらう（期限は5営業日）。



各PJ幹事は必ず返信する。その他副幹事は問題やコメントがある場合には返信する。



PJによって対応が異なり、拒否理由が不明確な場合には事務局よりそのPJ幹事、副幹事に確認、調整を行う。



事務局から申込者にIIPPFへの入会及びPJ加入(希望の場合)承諾の連絡をし、メンバー登録を行う。

以上